

近世山村における年貢帳面の成立と変容

——日向国臼杵郡高千穂郷を対象に——

The development of property tax books in early modern mountain village

大賀 郁 夫

目 次

はじめに

一 年貢帳面の種類と分類

(一) 帳面の記載内容

(二) 内容による分類

二 廻淵門にみる年貢関係史料

(一) 三ヶ所村廻淵門の年貢関係史料

(二) 年貢関係史料の記載内容

三 五ヶ所村にみる一八世紀以降の年貢関係帳面

(一) 高千穂郷の年貢銀と夫役銀・村入用

(二) 一八世紀以降にみる五ヶ所村の帳面類の様相

結びにかえて

近世社会において、領主対百姓の基本的関係である年貢・諸役の徴収関係を明らかにすることは、幕藩制社会の性格を理解する上でも、必要かつ重要な研究テーマである。しかし、貢租研究自体は今まで必ずしも十分な研究がなされてきたとはいえず、なかでも山村における貢租のあり方は未だ明らかにされていないのが現状である。そこで本稿では、貢租研究に取り組むべき基礎作業として、近世前期に山村で作成された数多くの年貢関係帳面を整理・分類し、それが一八世紀以降、形式的にどのように変化していくのかについて概観した。

対象とする日向国臼杵郡高千穂郷には、慶長十四年「岩戸竿帳」をはじめとする近世前期に作成された年貢関係帳面が数多く残されており、これらをもとに当時の年貢賦課・徴収関係の様相を窺うことができる。本稿では一七〜一八世紀初頭に作成された年貢関係帳面をもとに、その記載内容を分類し、形式を確認しながら、一八世紀以降にそれらがどのように変化していくのかを具体的に考察し、一八世紀以降村財政の整備や夫銀の銀納化を背景に内容的に二系統に分化することを明らかにした。

キーワード

勘文帳

夫銀

村入用

銀納化

はじめに

近世幕藩制社会において、領主対百姓の基本的関係である年貢諸役・賦課・徴収関係を明らかにすることは、幕藩制社会の性格を理解する上でも必要かつ重要な研究テーマであり、そのため石高制と年貢をめぐる研究は早くからなされてきた。安良城盛昭は寛文・延宝期を幕藩制第一段階と位置づけ、そこでの年貢収奪の特質を百姓の全剰余労働搾取の実現にあるとした。その後生産力発展の結果百姓側に成立した剰余部分を、年貢として全面的に収奪できなくなつた段階を第二段階と措定した¹⁾。六〇年代には幕藩制段階論と相俟つて各段階に適合した徴租法をめぐる議論がなされ、七〇年代には土免制の研究や、年貢収奪における村の役割機能の観点から村請制論が展開した。八〇年代になると村の自律的側面を積極的に評価する村落論のもとで、年貢諸役の収奪関係を通した領主と村を一種の社会的関係ととらえる研究もみられた。

しかし貢租研究自体は、研究者の絶対数が少ないこともあつて、必ずしもいままで十分な研究がなされてきたとはいえない。そこで本稿では、貢租研究に取り組むべき基礎作業として、近世前期（一七世紀～一八世紀初頭）に作成された数多くの年貢関係帳面を整理・分類し、それが村や門で形式的にどのような特徴を持つものであるかについて概観することを課題とする。

本稿で対象とする高千穂郷には、慶長一四年「岩戸竿帳」をはじめ

めとする近世前期の年貢関係帳面が数多く残っており、これらをもとに当時の年貢賦課・徴収関係の様相を窺うことができる。しかし、現在までに存在が確認された史料は、地域や時期に偏りがあり、かつ地域によっては内容的に同じであっても帳面の名称が異なるなど、かなり煩雑である。当時の年貢賦課・徴収を窺うためには、年貢関係帳面が作成された地域的・時期的な特徴を明らかにし、内容で分類し、その作成の変遷を整理しておく必要がある。

本稿では、まず高千穂郡で一七世紀～一八世紀初頭に作成された年貢関係帳面について、その記載内容をもとに分類し、具体的に三ヶ所村廻淵門を例に記載形式を確認する。また、一八世紀以降にそれらの帳面類がどのように変化していくかについて、五ヶ所村に残る帳面類を具体的に分析することで、当時の山間地域への年貢賦課の様相を明らかにしたい。

一 年貢帳面の種類と分類

現在、高千穂郡に残された一七～一八世紀初頭（宝永期まで）の年貢関係帳面は四〇数冊を数える。帳面は、原則として年貢の賦課・徴収地域単位に作成されるため、村の下部組織である門単位に作成されたものが多いが、五ヶ所村のように村単位のものもみられる。残された帳面のうち約七割が七折村の椎屋門・伊野門・末市門・竹ノ原門・楠原門・中川門・上下顔谷門のものであり、残りは黒葛原門（家代村）や廻淵門（三ヶ所村）および五ヶ所村のものである（第

第 1 表 田島・年貢関係史料記載内容一覧

村・門	年号	西暦	月日	表紙表題	差出	宛所
七折村 椎屋門 伊野門 末市門	正保 4	1647	3/25	深角与之内伊野椎屋御物成積指引帳	—	—
	慶安 4	1651	4/18	御勘文下算用田畠数改帳 七折之内末市村	—	—
	慶安 4	1651	7/29	末市伊野椎屋御物成積指引目録之地	—	—
	(慶安 4)	(1651)	—	御勘文前地方并人牛馬改帳 伊野椎屋末市	—	—
	万治 3	1660	10/15	銀米并諸代物田畠改帳	七折庄屋	椎屋村弁指
	寛文 8	1668	8/21	銀米諸代物并二田島人牛馬改帳伊野椎屋末市	七折庄屋	椎屋村弁指
	寛文 10	1670	4/16	銀米諸代物并二畑人牛馬改帳伊野椎屋末市	七折庄屋	椎屋村弁指
	貞享 4	1687	8/16	御勘文帳 椎屋村	(後欠)	(後欠)
	貞享 4	1687	8/吉	御勘文帳 椎屋村	七折庄屋	弁さし
	元禄 6	1693	2/15	御勘文帳 椎屋村	—	—
慶応 2	1866	正/日	御勘文帳 椎屋門	—	—	
七折村 竹ノ原門	慶安 5	1652	11/13	銀米并諸代物積帳 竹ノ原村	—	—
	万治 3	1660	10/21	銀米并二諸代物積帳 竹ノ原門	竹野原弁指	七折庄屋
	寛文 8	1668	2/17	銀米并諸代物田畠積帳 竹ノ原村	竹野原弁指	七折庄屋
	貞享 4	1687	9/21	反畝銀米積帳 竹野原村	—	—
	元禄 6	1693	2/2	[表紙欠 (御勘文帳か)] 奥書アリ	竹野原弁指	七折庄屋
七折村 楠原門	万治 3	1660	10/21	銀米并二諸代物積帳 楠原門	七折庄屋	竹野原弁指
	寛文 6	1666	4/30	御勘文下算用田畠数改帳 七折村之内楠原門	七折庄屋	竹野原弁指
	延宝 6	1678	4/5	御勘文下算用田畠改帳 楠原門	七折庄屋	竹野原弁指
	延宝 6	1678	4/5	御米并諸代物田畠積帳 楠原村	七折庄屋	竹野原弁指
	貞享 2	1685	10/16	御勘文田畠改帳 楠原村	七折庄屋	竹野原弁指
七折村 中川門	万治 3	1660	10/7	御勘文下算用田畠改帳 中川門	七折庄屋	中川村弁指
	寛文 9	1669	9/27	御勘文下算用田畠改帳 中川門	庄屋	中川村弁指
	貞享 4	1687	8/2	御勘文帳 中川村	庄屋	中川村弁指
	貞享 4	1687	9/17	銀米并反畝積帳 中川村	七折庄屋	—
	貞享 4	1687	10/25	中川村卯秋御物成銀米請払返合	庄屋	中川村弁指
	元禄 6	1693	2/4	中河門御勘文扣帳	中川村弁指	七折庄屋
家代村 黒葛原門	慶安 4	1651	9/5	田畠帳并諸小物成人面帳 家代村	家代村庄屋	黒葛原弁指
	寛文 10	1670	1/11	御勘文帳 黒葛原	庄屋	黒葛原弁指
	元禄 6	1693	3/15	御勘文帳 黒葛原村	—	—
	宝永 7	1710	2/10	御勘文帳 (黒葛原村)	庄屋	黒葛原弁指
七折村 上下願谷門	延宝 2	1674	2/3	御勘文下算用田畠数改帳 上願	庄屋	下願谷弁指
	元禄 6	1693	2/18	[表紙欠 (御勘文帳か)]	下願谷弁指	—
五ヶ所村	延宝 3	1675	3/26	[御勘文帳 五ヶ所村]	庄屋	代官
	延宝 4	1676	10/25	御物成算用帳 五ヶ所村	(代官)	—
	延宝 6	1678	10/14	五ヶ所村夏秋御物成銀米受払算用返合	(代官)	五ヶ所庄屋
	延宝 6	1678	11/15	内算用帳 五ヶ所村	(代官)	五ヶ所庄屋
	元禄 4	1691	12/11	日向国高千穂庄五ヶ所村郷帳	庄屋	—
三ヶ所村 廻瀨門	寛文 7	1667	11/24	御年貢調帳 廻り瀨村	—	—
	寛文 8	1668	5/28	御勘文帳 廻り瀨村	庄屋	弁指
	延宝 2	1674	3/21	御年貢調帳 廻り瀨村	—	—
	貞享 3	1686	12/18	廻り瀨村夏秋御物成銀算用帳	庄屋	弁指
	元禄 12	1699	10/22	銀米諸色調帳 廻り瀨村	—	—

(註) 『日之影町史三 史料編1 町内文書 (一)』、「黒葛原公民館所蔵文書」「諸塚村藤岡義一家文書」「五ヶ瀬町第四公民館所蔵文書」より作成。

1表参照)。村・門高は、五ヶ所村が一八四石余、三ヶ所村廻瀨門が一〇一石余であるのに対して、七折村の門は中川門や竹ノ原門が一、二石あまり、椎屋門一七石余など小規模であり、門高の差が著しい。

さて、これらの帳面類の表題は、村や門によって、例えば「銀米并諸代物積帳」や「御年貢調帳」・「内算用帳」・「御勘文帳」などさまざまであるが、表題を異にしながらも、内容は共通しているものも少なくない。そこで残された帳面類について、まずその表題と内容について整理し、帳面類を内容別に分類しておくたい。

(一) 帳面の記載内容

まず、帳面類の具体的な記載例として、七折村末市門の慶安四年四月十八日付「御勘文下算用田畠数改帳」および同門の万治三年十月十五日付「銀米并諸代物田畠改帳」を示そう。なお、便宜的に①〜⑦の番号を

⑦

一紙

- 上島老段式拾八歩
分米八斗七升四合六勺六才
 - 中島老町老段五畝廿八歩
分米六石九斗五升六合
 - 下島老町七段五畝廿七歩
分米七石三升六合
 - 山島老町四段五畝廿四歩
分米式石九斗老升六合
 - 永荒島老町三段
分米式石六斗
 - 切野八段三畝拾八歩
分米老石六斗七升拾八歩
- 以上畝数六町五段九畝五歩
- 分米式拾老石九斗九升四合六勺六才
一銀百九拾四匁三分九厘七毛 夏秋地子
 - 一畝米七斗四升式合四勺六才
一銀式匁老分式り式毛 漆実けいこし布
 - 一同式匁四分 茶拾式歩代
 - 一同式匁六分 柿ノ木拾三本代
 - 一同式分 紙ノ木老東代
 - 合テ式百老匁七分老り九毛 定納
 - 内払方
 - 老匁六分式り五毛 上茶九升七合五勺

四分式り四毛

五匁六分八厘九毛

上芋百式拾老匁式分七厘

中芋老貫四百廿式匁三分

洪式盃三合七勺式才

六分四厘式毛

木ふし老升式合六勺三才

かきかミ老枚代加テ

諸代物ニテ納

八匁三分八厘

残テ百九拾三匁三分三厘九毛

銀ニテ納

一綿百式拾九匁

役木式拾五本八歩

一漆五百四拾目

役木式拾七本

一人數三拾三人 内 式拾老人男 家數五ヶ所家内 拾式人女 馬四疋

①は個人別に名請している一筆ごとの字名と田畝畝数、①は一筆ごとではなく、田畑等級順の畝数、②は①の合計畝数と分米、③は地子銀と諸小物成銀を合わせた定納銀額であり、それから④現物納の払方代物銀を差し引き、それに⑤役木（漆や綿）、⑥家内数・馬数が書き上げられ、さらに末尾に⑦「一紙」として全体の合計がある。なお①と①は、どちらか一方の記載である。

(二) 内容による分類

さて、多種類の表題を持つ帳面類を、①〜⑦の記載の有無により分類し、作成年代順に整理したものが第2表である。

第2表 田島・年貢関係史料記載内容一覧

番号	年号	西暦	月日	表紙表題	①一筆田島米 毎分米	①田島 畝分米	②合計 田島米 分	③諸品 代銀 十疋納	④諸代 物納・ 残銀納	⑤役本 真綿漆	⑥男女 牛馬	⑦一紙	差出	宛所
1-1	正保安4	1647	3/25	深角之内伊野推屋御物成積指引帳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1-2	慶安4	1651	4/18	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-3	(慶安4)	(1651)	7/29	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-4	慶安4	1651	—	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2-5	慶安4	1652	9/5	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-1	万治3	1660	10/15	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-2	万治3	1660	10/21	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3-3	万治3	1660	4/30	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-1	寛文6	1666	11/24	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-2	寛文6	1666	2/17	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-3	寛文6	1666	5/28	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-4	寛文6	1666	8/21	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-5	寛文6	1666	9/27	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-6	寛文6	1666	1/11	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-7	寛文6	1666	4/16	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4-8	寛文6	1666	2/3	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-1	延宝2	1674	3/21	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-2	延宝2	1674	10/25	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-3	延宝2	1674	4/5	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-4	延宝2	1674	10/14	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-5	延宝2	1674	11/15	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-6	延宝2	1674	10/16	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-7	延宝2	1674	12/18	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-1	貞享3	1686	8/2	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-2	貞享3	1686	8/16	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-3	貞享3	1686	8/2	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-4	貞享3	1686	8/16	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-5	貞享3	1686	8/16	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-6	貞享3	1686	9/17	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-7	貞享3	1686	9/21	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6-8	貞享3	1686	10/25	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-1	元禄6	1693	12/11	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-2	元禄6	1693	2/2	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-3	元禄6	1693	2/4	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-4	元禄6	1693	2/15	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-5	元禄6	1693	2/18	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-6	元禄6	1693	3/15	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-7	元禄6	1693	10/22	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8-1	元禄7	1710	2/10	御物文下算用田島改帳 七折之内末山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 『日之影町史三 史料編1 町内文書(一)』、『黒葛原公民館所蔵文書』、『諸塚村藤岡義一家文書』、『五ヶ瀬町第四公民館所蔵文書』より作成。

正保四年から宝永七年までの帳面類四二冊をみると、内容的に大きく二つの系統に分かれることがわかる。一つは①・②に重点を置き、それに⑦を加えた内容であるA「御勘文下算用田畠数改帳」類であり、もう一つは①から⑦までをほぼ網羅するB「銀米并諸代物積帳」類である。前者Aは、表題が示すように名請人別の田畠数を記したもので、検地帳・名寄帳の系譜を引くものである。後者Bは、名請人別にその名請高と地子銀、藩の万蔵へ納入されて相殺される上茶や上芋・中芋などの諸代物納と上納銀額を記した基本台帳といえる。

これらのAおよびBの帳面類は、どのように関連していたのであるか。前掲第2表によれば、例えば七折村末市門の慶安四年「御勘文下算用畠数改帳」(2-1)と同年「末市伊野椎屋御物成積指目録之地」(2-2)および「御勘文前地方井人牛馬改帳」(2-3)、同じ七折村楠原門の延宝六年「御勘文下算用田畠改帳」(5-5)と同年「御米并諸代物田畠積帳」(5-6)、それに名称は異なるが同村椎屋門の二冊の「御勘文帳」など、同時期にA・B双方の帳面類が作成されていたと考えられる。A・Bの帳面類は、特にB類を中心に、寛文期以降になると名称は「御勘文帳」と称するものが多くなり、貞享期以降は「御勘文帳」に統一されていく。しかしA類が消滅するわけではなく、後述するように本・新田畠の基本台帳として後世に引き継がれていくことになる。

こうした「御勘文帳」作成の背景は、延宝三(一六七五)年三月二十六日付五ヶ所村「御勘文帳」(第2表5-3)で、庄屋吉左衛門が代官たちに宛てた次の奥書から窺うことができる。

右者、御勘文帳仕出し可申由被仰付候ニ付、拙者手永内畠数銀米諸木物成上納辻、百姓耆人々之抱地、先年御竿帳面前度々ノ洪水捨り地之内堀明申分、并切野之内ヲ畠ニ仕明申所相加へ、帳面ニ書印指上申候、尤百姓之儀ハ不及申、私手永ニ被罷居候諸奉公人ニ至迄竈数人牛馬相改、少も無相違書出し申所実正也

延宝三年

卯ノ三月廿六日

五ヶ所庄屋

吉左衛門

一水市兵衛殿

田崎三太夫殿

鳥飼八郎右衛門殿

ここから、「御勘文帳」が藩の命によって作成されたものであることは明らかである。また「前度々ノ洪水捨り地之内堀明申分、并切野之内ヲ畠ニ仕明申所相加へ」るよう指示していることから、寛永十三(一六三六)年の大洪水を指す「前度々ノ洪水」で荒廃した耕地や切野が、個々の百姓たちによって盛んに再開発されていたのであり、「御勘文帳」の作成・提出を通して藩はそうした成果を全面的に把握しようとしたのである。

それでは、村内においてはこれらの帳面は誰の指示で、誰が作成したであろうか。各帳面の差出人と宛所をみると、次の二通りあることがわかる。すなわち一つは、庄屋から各門の弁指宛(五ヶ所村では代官から庄屋宛)となつているものであり、もう一つは逆に弁指から庄屋宛(同様に庄屋から代官宛)になつているものである。差出人と宛所の双方が確認できる二七帳面のうち、前者が二一と約八割近くを占めるが、六帳面はその逆である。これはどのような理由によるものであろうか。

元禄六年「表欠―御勘文帳カ」(712)の奥書をみると、差出人は竹原弁指藤兵衛、宛所は七折庄屋又兵衛宛である。

右者御勘文帳相調指上ケ申様ニと被仰付候ニ付、細ニ相調指上ケ申候、若相違儀共御座候ハ、被仰付可被下候、以上

元禄六癸酉年二月二日

竹原弁指

七折庄屋

藤兵衛(黒印)

又兵衛殿

すなわち差出人の弁指藤兵衛が「御勘文帳相調指上ケ申様」に(庄屋から)命じられ、詳細に調査して庄屋へ提出したのである(庄屋↓弁指↓庄屋)。

さらにこれを受けて、

右此帳面本帳書写シ申候故、其村控帳之ため返し申候、以上

庄屋 又兵衛

竹原弁指

藤兵衛殿

という庄屋又兵衛より竹原弁指藤兵衛宛の奥書がある。庄屋又兵衛は、弁指藤兵衛から提出された帳面を手元帳面に写し取り、原本は門の控えとして再び藤兵衛へ返却されたのである(庄屋↓弁指↓庄屋↓弁指)。すなわち、これらの帳簿は、庄屋が各門の弁指に帳面の作成を求め、弁指が作成した帳面を庄屋へ提出し、庄屋はこれを写し取り、「其村控」として再度庄屋から弁指へ返却された原本であった。そうであれば弁指から庄屋宛の帳面も、やがては門の弁指元に返されるのであり、差出人と宛所の違いは帳面がどの時点のもの

のかが異なるだけであり、基本的には同じである。これらの帳面類が旧弁指家に引継ぎ文書として伝来している所以である。

二 廻瀧門にみる年貢関係史料

前章では、一七世紀〜一八世紀初頭の年貢関係史料を内容的に整理して分類したが、ここでは三ヶ所村廻瀧門を例に、具体的に史料の記載内容を示して、門単位でどのような年貢関係史料が作成されたのかを考えてみたい。

(一) 三ヶ所村廻瀧門の年貢関係史料

三ヶ所村は村高七六三石余、五ヶ瀬川の支流三ヶ所川流域の小盆地にあり、三田井村から肥後国へ通じる肥後街道の要所であった。

廻瀧門は一〇一石余と門としては大きく、番所がおかれ小侍が交代で勤番した。

まず、廻瀧門に残された年貢関係史料を確認しておこう。同門では享保二(一七一七)年二月十一日に、それまで弁指を勤めてきた四郎左衛門が退役し、弥七郎が弁指の役を引き継ぐと同時に、諸帳面類(史料番号1〜23)も四郎左衛門から引渡された。第3表は、その際に引渡された諸帳面を示したものである。

帳面類の引渡しには庄屋と筆取が立合い、奥書には「右御帳面式拾三冊、箱巻ツ共ニ榎相渡シ申候」とある。このほかの史料については、享保二十年に帳面相改めが行われ、翌元文元年正月二十七日

に旧弁指である四郎左衛門と六人の組頭連名で、新たに弁指となつた喜兵衛へ帳面一五冊が引渡されている。なかでも史料1く23は、特に重要な基本史料であつたようで、代々弁指が交代するたびに確実に引き継がれていった。嘉永四年六月に、栄吉から常四郎へ弁指役が引き継がれた際にも、「右帳面式拾三冊、箱壹ツ共二箇二相渡申候」とあり、二三冊が引渡されている。宝永七年までに作成された帳面類が、門の基本台帳として幕末まで引継がれていったことになる。因みに、この二三冊のうち現存しているのは一三冊のみである。なお、以下に示す史料は、すべて西白杵郡五ヶ瀬町第四公民館蔵である。

第3表 享保二年三ヶ所村廻瀨門弁指所からの引渡帳面一覧

番号	年月日	西暦	帳面名	冊数
(1)	元和元年正月十一日	1615	御檢地帳	1冊
(2)	寛文5年10月19日	1665	新地御改帳	〃
(3)	寛文7年11月24日	1667	御年貢調帳	〃
(4)	寛文8年5月28日	1668	御勘文帳	〃
(5)	寛文11年3月1日	1671	御年貢調帳	〃
(6)	延宝2年3月21日	1674	御年貢調帳	〃
(7)	貞享3年12月18日	1686	廻瀨夏秋御物成米銀算用帳	〃
(8)	貞享3年12月15日	1686	田島高改帳	〃
(9)	貞享3年12月15日	1686	古高帳	〃
(10)	貞享4年8月25日	1687	御萬蔵上納諸色帳	〃
(11)	貞享4年8月25日	1687	御物成銀米算用帳	〃
(12)	(不明)		御勘文帳	〃
(13)	元禄4年12月21日	1691	御檢地帳	〃
(14)	元禄5年2月21日	1692	御勘文帳	〃
(15)	元禄12年10月21日	1699	銀米諸色調帳	〃
(16)	元禄12年10月22日	1699	夏秋御物成銀米算用帳	〃
(17)	元禄12年12月10日	1699	御物成銀米諸色調帳	〃
(18)	元禄13年2月8日	1700	古高堀明帳	〃
(19)	元禄13年2月12日	1700	御勘文帳	〃
(20)	元禄13年2月12日	1700	諸夫役銀割方帳	〃
(21)	元禄13年2月12日	1700	三ヶ所廻瀨村新地帳	〃
(22)	元禄13年2月13日	1700	夏秋御銀調帳	〃
(23)	宝永7年正月22日	1710	高綿漆仕分帳	〃

(註) 享保二年酉ノ二月十一日「弁指所御帳面引渡帳 廻瀨村」(宮崎県西白杵郡五ヶ瀬町第四公民館蔵)より作成。

(二) 年貢関係史料の記載内容
次に、廻瀨門に残された史料内容を検討することで、記載内容がどのように変容していかを追ってみたい。
まず、寛文八年「御勘文帳」(第2表中4-4)の記載例を示そう。

(史料一)

- 廻り瀨門
- 一 中田四畝拾五歩 松田勘太夫殿給 四郎右衛門
- 分米四斗五升
- 一 下田老段老畝六歩 同人
- 分米八斗九升六合
- 一 上畠六畝 同人
- 分米四斗八升
- 一 中畠五畝 同人
- 分米三斗
- 一 下畠老段式畝廿四歩 同人
- 分米五斗老升式合
- 一 山畠五段八畝廿三歩 同人
- 分米老石老斗七升五合三勺三才
- 一切野九畝拾歩 同人
- 分米老斗八升六合六勺六才
- 一 山畠六畝廿六歩 同人
- 分米老斗三升七合三勺三才 新地 同人

ノ田数壹段五畝廿壹歩

分米壹石三斗四升六合

ノ畠数九段八畝廿三歩

分米貳石七斗九升壹合三勺貳才

以上田畠数壹町壹段四畝拾四歩

分米四石壹斗三升七合三勺貳才

内 四石八

古高

壹斗三升七合三勺貳才

新高

此御物成銀四拾九匁九分八厘八毛

但、壹石ニ付而拾貳匁八厘貳毛

一銀壹匁三分八厘

茶六分九厘

一同貳分

柿壹本

一同三分六厘

漆実けいこし布加ル

ノ五拾壹匁九分貳厘八毛

内 弘方

八匁八分四り三毛

代米七斗七合四勺六才

内

六斗六升四合三勺三才 田米

但壹石ニ付而四斗九升三合三勺九才宛

四升三合壹勺三才ハ畠米

但壹石ニ付而壹升六合貳勺五才宛リ

壹分貳り

代上芋貳拾四匁

壹匁七分貳り

代中芋四百三拾目

貳分五毛

代上茶壹升貳合三勺

壹分九り三毛

代木ふし・柿紙・志ふ

ノ拾壹匁八り壹毛

代物ニテ上納

残テ四拾目八分四厘七毛

銀ニテ上納

一綿四匁五分

役木九分

一漆九拾六匁

役木四本八分

一家内九人 内 四人男
五人女

四郎右衛門

一牛壹疋

一馬壹疋

名請人四郎右衛門の名請田畠別に畝数・分米とその合計、それに茶・柿・漆実といった小物成を加えた総計から、萬蔵へ買上げられる米・上芋・中芋・上茶・木ふし・柿紙・渋などの諸品代を差引き、残りの銀上納分と役木である真綿・漆、それに家内男女数と牛馬を書き上げた、典型的な「勘文帳」である。最後部に一紙として門全体の総計がなされている。

次に、廻瀆門では「御年貢調帳」と題する史料が作成されている。寛文七年「御年貢調帳」(4-12)の記載例は次の通りである。

(史料二)

高四石壹斗三升七合三勺三才 内壹斗三升七合三勺三才ハ新高御蔵

四郎右衛門

一銀四拾貳匁七分三毛

夏秋地子

内壹匁六分ハ 四分んさミ銀

一米七斗壹升七勺七才

納婢

内四升四合貳勺ハ野米

但し畠米ハ高老石ニ付老升五合八勺宛り
田米ハ田高老石ニ付四斗九升三合三勺宛り

- 一 銀老奴三分八リ
- 一 同式分
- 一 同三分六リ
- 一 四拾四匁六分四リ三毛
- 内
 - 老分式り
 - 老奴七分式り
 - 式分五毛
 - 式り五毛
 - 式り四毛
 - 老分四リ
 - 式分四分三リ四毛
 - 残テ四拾式匁四分九毛
 - 一 漆九拾六匁
 - 一 真綿四匁五分
 - (以下三五人分略)
 - 一 綿百六拾七匁五分
 - 一 漆九百七拾目
 - 一 米拾八石五斗九合老勺老才
 - 一 銀老貫式拾七匁式分四厘八毛
- 茶六匁九毛
- 柿老本
- 漆実三升式合
- 定納
- 代上芋廿四匁
- 代中芋四百三拾匁
- 代上茶老升式合三勺
- 代木ふし式合九勺
- 代志ふ七合四勺
- かきかミ
- 銀ニテ上納
- 役木四本八歩
- 役木九歩
- 木数三十三本五分
- 木数四十八本五分
- 「勘文帳」にあつた四郎右衛門の名請田畠の畝数・分米の記載は

なく、名請高・夏秋地子・米が直接記載される。米を萬藏への買上げ代銀納とするか、現物納とするかの違いはあるが、後半部分はほぼ「勘文帳」と内容的にもほぼ同じである。一紙はなく、真綿・漆・米・銀の総計のみが記されている。「御年貢調帳」との表題から必要最小限の賦課額のみ記載であつた。七年後の延宝二年「御年貢調帳」の記載も、ほぼ同じである。

貞享年間になると、「物成米銀算用帳」や「萬藏上納諸色帳」「田畠高改帳」「古高帳」など数種類の帳面が作成されるようになる。次の史料は、貞享三年十二月十八日「廻り澗村夏秋御物成米銀算用帳」(6-2)である。

- (史料三)
- 高三石九斗四升七合九勺式才 内三石八斗八升七合九勺式才 古高
- 六升
- 一 納銀四拾七匁七分
- 但、石ニ付拾式匁八リ式毛宛
- 一 同老奴六分式厘
- 一 同三分五厘
- 一 同老奴五分五厘五毛
- 一 同七匁四分四厘五毛
- 一 五拾八匁六分七厘
- 内
 - 拾老奴七分式り八毛
 - 代米老石式斗五升老合
 - 上芋式拾三匁
 - 茶八歩老り
 - 漆実慶越布代
 - 寛文五巳ノ年より四分増銀
 - 延宝二丑ノ年より増米代
 - 定納
- 惣右衛門
- 新高

老奴六分六り四毛

式分式厘五毛

式り七毛

壹分三り七毛

式り三毛

拾三匁九分壹厘九毛

残テ四拾四匁七分五り壹毛

一綿拾匁四分五厘

但干へり共

一漆百拾五匁式分

但干へり共

(一紙略)

代米量が異なるものの、記載内容や書式とも「御年貢調帳」とほぼ同様である。

翌貞享四年八月二十五日付「御萬藏上納諸色帳」の記載は、次の通りである。

(史料四)

- 一上茶式升八合四勺七才 惣右衛門
- 一上芋式拾三匁 同 人
- 一中芋四百拾六匁 同 人
- 一木附子式合九勺壹才 同 人
- 一柿紙壹歩九厘四毛 同 人

中芋四百拾六匁

上茶壹升八合

木節三合六勺

柿紙式歩七り五毛

志ふ九合式勺

諸代物ニテ納ル

銀にて上納

役木壹本九歩

役木四本八歩

一洪九合式勺

(中略 一紙略)

右ハ御萬藏上納諸色帳如此ニ御座候、以上

貞享四年

卯ノ八月廿五日

弁指清左衛門殿

「御勘文帳」や「御年貢調帳」に記載されて勘定されていた、萬藏へ現物で上納して相殺されていた上茶・上芋・中芋・木附子・柿紙・洪などの分を抜き出して一冊にまとめたものであり、表題の通り萬藏へ上納する分のみを記した帳面である。

諸品納分や銀納分を部分的に抜き出してまとめられた帳面は、以後数多く作成されてくる。元禄十三年二月十三日付「夏秋御銀調帳」、および宝永七年正月二十二日付「高綿漆仕分帳」の記載を示そう。

(史料五)

- 一納銀拾九匁八分三厘六毛 加左衛門
- 内 九匁五分 夏方
- 拾匁三分三厘六毛 秋方
- (中略)
- 右夏秋御銀納前如此ニ候、以上
- 辰二月十三日 算用者 又左衛門
- 弁指七右衛門殿

(史料六)

一 高五石式斗八升七合九勺式才 弁指 四郎左衛門

一 綿拾匁四分五厘

一 漆百拾五匁式分

(中略)

一 高九拾九石三斗式升式合三勺八才

一 綿百八拾四分壹厘三毛

一 漆壹貫百六拾四匁

史料五は、加左衛門が上納すべき夏方銀と秋方銀のみを、また史料六は弁指四郎左衛門の名請高と真綿・漆のみを書上げている。五冊の帳面が作成されている元禄十三年をみると、名請畝数・分米以下銀納・品納をほぼすべて書出した「御勘文帳」や、上納諸品や銀額を中心とした「夏秋御銀調帳」などを基本台帳として、それらの部分的な賦課諸品別の「諸夫役銀割方帳」や「古高堀明帳」などが同時に作成されていたことがわかる。この傾向は、以後さらに細分化し、寛延二年「米銀夏方秋方上茶品上茶銀納真綿中苧漆品漆銀納取立帳」では、次のような記載となっている。

(史料七)

中苧

一 中苧九拾九匁壹分

一 同百目七分

一 同百目七分

七右衛門

四郎左衛門

仁助

一 同五拾八匁八分

(中略)

一 七貫五百拾四匁

但、三割まし共二

内五貫七百五拾目

老貫七百式拾五匁

秋方銀

一 銀拾匁五分壹り八毛

(略)

漆品納

一 漆式拾六匁九分五り

(略)

漆銀納

一 銀八分壹り

七右衛門

ここでは名請人別ではなく、表題の通り品別に各年貢負担人の数量を書上げる形になっており、年貢賦課・徴収のみに重点を置いたより簡潔な内容となっている。

同門では、検地帳をはじめ勘文帳や算用帳を基本台帳としつつも、諸品別に独自の取立帳面が作成され、実際にはそれらを基に諸品もしくは代銀が徴収されていた。特に一七世紀後半〜一八世紀前半に作成された年貢帳面類二三冊は永代保存として位置づけられ、歴代弁指がこれを継承していくのである。

弥太右衛門

本上納辻

但三割増

金兵衛

七右衛門

七右衛門

三 五ヶ所村にみる一八世紀以降の年貢関係帳面

(一) 高千穂郷の年貢銀と夫役銀・村入用

近世期の百姓の負担が、年貢のほかには夫役(銀)や村入用、臨時に賦課される高役銀など雑多でかつ過重であったことは、改めて言うまでもない。すなわち、いままでみてきたような「御勘文帳」を中心とした年貢だけではなく、夫役その他の諸負担があったのである。しかし、前述した廻淵門の弁指元で引継がれた年貢関係帳面類に夫役(銀)関係帳面はなく、また村入用類の記載もみられない。

このことは、夫役負担や村入用の賦課・徴収の体制が、当時十分に整備されていなかったことが一つの理由であろうが、夫役負担が過小であったわけでは決してない。例えば元禄三年十二月に高千穂九カ村の庄屋から藩に提出された「御断申上候口上書」³⁾では、「高知尾へ高懸り之諸役目、其外大分にて何茂勤きり不申、百姓中迷惑仕申候」として、「⁴⁾七拾八人定詰夫、右之諸役目御蔵高より相勤申候、高二応シ候てハ大分之役目にて御座候、雇柄ニ仕候得ハ賃銀大分にて、地子銀ニならび申様ニ有之迷惑申候、右之外村々小使夫、其外方々不定夫大分御座候故、右之定夫ハ雇柄ニ不仕候得ハ勤きり不申候条、相応ニ被仰付、何とそ右之内御引被成可被下候御事」と述べている。これは御蔵地の分であるが、給地でも高一〇石につき年間一五〇人宛、銀では六〇目宛の水夫役が賦課されるなど、夫役が過重な負担であったことが窺える。

これらの夫役が年貢関係帳面の一部に記載され、または別帳面と

して作成されてくるのは、夫役の代銀納化を背景とした一八世紀以降のことである。例えば岩戸村の貞享四年「御勘文一紙帳」^⑥では、「田畠数・銀米・諸木物成上納辻」を調べて提出するよう命じられているように、御物成銀としての「田畠数・銀米・諸木物成」の賦課・徴収が中心であった。それが、同村の正徳三年「辰年上納物并御買入物勘定帳」では、本高銀・新高銀・万蔵買入物代引に加えて、「小物成」として真綿・漆・山餅・尾羽・上茶・上芋・中芋・木附子・渋紙・紅花などととも、江戸夫銀・水夫銀・小酒場運上銀・橋料銀が書上げられている。

- 一 納銀五貫九百四拾三匁五分五厘耆毛 本高銀
 - 一 同三百八拾九匁七分六厘九毛 新高銀
 - 一 同百貳拾六匁七分 茶式反耆叡三步五厘
 - 一 同三拾六匁式分 柿木百八拾六本
 - 一 同六分 枇杷三本
 - 一 納銀八分 梨子四本
 - 一 同耆匁七分 紙束八束半
 - 一 六貫四百九拾九匁耆厘九毛 定納
- (中 略)
- 小物成
- 一 銀四百三拾五匁六分 江戸夫銀
 - 内
 - 三百六拾三匁 耆岐守様江上納
 - 七拾貳匁六分 辰ノ極月廿八日上納
 - 一 銀耆百貳拾七匁九分三厘六毛 水夫銀

内

九百三拾九匁式厘式毛

彦岐守様江上納

百九拾九匁七分八毛

辰ノ極月廿八日上納

内 拾匁七分九リ四毛

納過

一同式百匁拾目

小酒場運上銀

内

百拾匁

彦岐守様江上納

百拾匁

辰ノ極月廿八日上納

一同百九拾壹匁七分八厘

橋料銀
彦岐守様江上納

(後 略)

未だ江戸夫銀等が「小物成」として記載されてはいるが、夫銀(江戸夫銀・水夫銀)や村入用(橋料銀)が帳面に記載されていることは注目に値する。

また、七ツ山村飯干門でも、享保十三年十一月「申秋(不明)」には次のように記されている。

(前 略)
寄

一米七升八才

本高米

代銀三匁九分式厘四毛

一銀百九拾式匁七分九毛

秋方

内

百六拾五匁九分九厘七毛

地子

三匁三分六厘

橋料米代

三匁壹分五厘

尾羽代

七匁三分八毛

酒場運上銀

拾式匁八分九リ四毛

青山穀物代

一銀七拾式匁式厘八毛

諸割合

四拾九匁六分式毛

高かゝり

内 拾四匁八分式リ六毛

竈懸り

七匁六分

伊勢初尾

三口ノ式百六拾八匁六分六厘壹毛

内

六拾五匁三分四厘

申銀買上茶代
萬藏下茶代

式拾壹匁式分九厘 先納銀差次

式口ノ八拾六匁六分三リ六毛

残百八拾式匁式厘五毛

納前

外ニ 四分三厘八毛

作右衛門納過

又 八厘六毛は

積り過

右者未秋尾年貢米銀・橋料・尾羽・諸運上銀・諸割合銀勘定相
究申候、来十二月朔日ニ取立、庄屋所江相納可被申候、已上

申十一月廿日

七ツ山村

飯干村弁指

庄屋所

六之丞殿

奥書にあるように、年貢米銀とともに橋料銀などの村入用銀や夫銀が書上げられ、ともに上納されていたことがわかる。

高千穂郷において、従来の年貢関係帳面と記載内容が異なる帳面

が作成されるようになるのは一八世紀前半以降であり、夫役や村入用の銀納化の進行を前提にしたものであった。

(二) 一八世紀以降にみる五ヶ所村の帳面類の様相

高千穂郷では、年貢関係帳面に夫役銀や村入用がともに記載されるようになるが、一八世紀後半以降、帳面内容は新たな様相を示し始める。ここでは、やや時代は下るが、五ヶ所村に残された嘉永三年の二冊の史料内容について、それぞれ比較しながら考えてみたい。

まず、嘉永三年十二月「戌種方御勘定帳」の内容を示そう。

一 高八拾四石七斗七升三勺三才

内

九石 内 八石六斗七升六合 本高
三斗式升四合 新高

定引

残百七拾五石七斗七升三勺三才

右之内

一 高百四拾五石五斗壹升七合三勺三才 本高

此地子銀九百九拾四匁式分六厘貳毛

一 高三拾石式斗六升

新高

此地子銀百八拾貳匁八分八厘貳毛

二 口合壹貫百七拾七匁壹分四厘四毛

丁銀ニ匁壹貫百八拾三匁三厘

内

御払方

四匁八分七厘八毛

上芋八百拾三匁之内四百目品納、残

四百拾三匁・代銀上納壹匁目ニ付銀六匁替

六拾五匁九分三厘三毛

中芋拾三貫七百三拾六匁、但老匁目

老匁六分五毛

ニ付銀四匁八分替

四匁八分

木附子老斗式升八合四勺代、但銀老匁ニ付八升替

四分三厘三毛

澁紙八枚代、但老枚ニ付銀六分替

四匁八分

紅花拾三匁代、但銀老匁ニ付三拾目替

五口七拾七匁六分四厘九毛

引之

残老貫百五匁三分八厘老毛

替

外二七匁壹分八厘五毛

判賃掛入

合老貫百拾式匁五分六厘六毛

夏方納

五百目

秋方納

残六百拾式匁五分六厘六毛

橋料米之内銀納、但石ニ付銀

惣籠割

内

一 銀八拾六匁八分

百六拾目積

此米五斗四升式合五勺

右之判賃

一同五分六厘四毛

(中 略)

三百八拾六匁八分九厘八毛

本籠六拾七軒二割

本籠六拾七軒二割

老軒ニ付銀五匁七分七厘五毛宛

役籠割

一 銀七匁八分

一同拾八匁

(中 略)

〆百五拾貳匁七分三厘九毛

役籠六拾軒割

老軒ニ付銀貳匁五分四厘六毛宛

一 高四石六斗貳升貳勺三才

一 銀貳拾三匁六分五厘老毛

拾六匁五厘

残六匁三分四毛

一同八匁三分貳厘老毛

〆三拾目六分七厘五毛

(以下、略)

右之通諸上納銀諸割合銀諸法物共、前格を以御割賦被成爲御読聞

御尤ニ承知仕候、一錢も御無理成御割賦等無御座候ニ付、組中之

もの共江茂得と申聞、心得違無御座高様可仕候、万一組内之もの

共行違ニ而心得違疑心仕候もの御座候ハ、私共より急度申披仕

夫レ共承知不仕候ハ、無隠早速申上、御明白成御勘定向承知爲仕

候様仕度奉存候、爲後年組頭中連印仕差上置申候、以上

戌十二月

組頭 梅太郎 印
(以下八人略)

鶏尾羽七百四拾四羽代、但判賃共

戌年中清帳代

御庄屋兼帯

川内郁太郎殿

御弁指

合沢有七殿

同 田上郡治殿

前半に記された本高・新高とその地子銀、払方として上芋・中芋・

木附子・渋紙・紅花代銀を差引き、残り銀を夏方銀・秋方銀とする

記載方式は、従来の勘文帳と同じである。しかし、秋方銀のあとに

諸割合すなわち村入用が惣籠割および役籠割として記載されている

ところが大きく異なる。惣籠割が橋料米や渡守給、酒場運上、それ

に諸寺社への初尾料がその主なものであるのに対して、役籠割は鶏

羽尾代と庄屋ら村役人の紙墨筆などの諸経費が中心である。これら

の諸割合が、秋方銀とともに上納されるのである。ここで注意した

いのは、この高割は名請高割ではなく、「役高」割であったことで

ある。役高は、夫役の賦課基準として設定されたものであり、本高

から小侍や郷足軽および庄屋ら村役人の役料高や下作高(夫役免除

高)を差し引いたものであり、また村よっては「往還持送り余斗有

之」などの理由で控除された。この役高をもとに、五ヶ所村六七軒

に対して、惣籠割は一軒につき銀五匁七分七厘五毛、役籠割は小侍

五軒と弁指二軒を除いた残り六〇軒に賦課された。

次に示すのは、同年一二月「戌諸夫銀御勘定帳」の記載である。

一 銀貳百七拾老匁九分四厘

一同百四匁七分貳厘

水夫銀

江戸定夫銀

- 一同百貳拾七匁老厘
- 一同八拾七匁九分四厘
- 一同三匁八分五厘
- 一同八匁貳厘
- 一同五拾壹匁貳分九厘
- 一同四匁六厘
- 一同四拾四匁三分老厘五毛
- 一同貳拾七匁
- 一同六拾六匁三分
- 一同三匁
- 一同三匁老分七厘
- 一同拾九匁九分五厘
- 一同拾七匁五分
- 一同六拾目
- 一同貳百四拾八匁五分
- 一同四拾五匁
- 一同六分七厘
- 一同貳拾目壹分六厘

千石夫銀
三松波焔飛瀬廻淵川内御番所御賄夫賃
右之判賃
宮水御役所家番賃
御同所水夫賃
御同所小使賃
戊三月宮水当座割御役所筆墨紙代・十社宮太鼓張替入用割合共
御中間給銀三月宮水にて出銀
戊十月宮水にて当座割合御役所家萱九匁代
十社宮神樂殿屋根替入用竹長木代割合三月出銀
御中間給追割合
御役所水夫増銀
萬御藏納上芋四百目・真綿百三拾五匁代割増共二
戊年中小使賃
戊年中諸寺院座頭賄料定式
三ヶ所村戸ノ口土橋掛替御入用萱式匁代、戊正月晦日納
御役所并御医師酒屋迄來

- 一同五匁
- 一同百五拾四匁
- 亥年始小豆代
- 宮水郷屋并道筋宿々來亥年始代前格
- 河内郁太郎路銀
- 去酉十二月五日より十二日迄宮水出勤ノ八人 村勘定後二付当年立ル
戊三月廿四日より宮水勘定出勤 ノ廿式人
六月十三日より宮水出勤 ノ式人
七月三日より宮水出勤 ノ三人
八月廿五日より宮水出勤 ノ十五人
十月廿五日より宮水勘定、十一月廿一日までノ廿七人
ノ七十七人、但老人銀貳匁ノ、
- 一同三匁
- 川内弁指渡
- 五月七日より八日迄御札頂戴ノ式人
- 一同拾五匁
- 合沢有七路銀
- 正月六日より宮水年始出勤ノ三人
二月九日より宮水御高札受取ノ式人
三月五日より宮水出勤ノ式人
九月十七日より宮水出勤ノ三人
ノ拾人、一日老匁五分ノ、
- 一同拾三匁五分
- 田上郡治路銀
- 二月二日三田井五穀成就之時參詣ノ老人
二月廿七日より宮水出勤ノ三人
九月九日より宮水出勤ノ三人
十月六日より宮水出勤ノ式人

九人

一同老奴五分

弥惣兵衛路銀

正月十一日桑野内山林方江年始二罷越候

一同拾式匁

積り路銀

老貫四百四拾三匁七分五毛

内 七匁三分六厘五毛

西夫銀過引

残老貫四百三拾六匁三分四厘

役高百拾式石老升七合三勺三才割

老石二付銀拾式匁八分式厘式毛当り

萬藏小物成銀納

一銀六匁八分八厘三毛

上芋四百拾三匁、但老目二付六匁六分六厘替

一同八匁九分八厘八毛

木附子老斗式升八合四勺代、但老升二付銀七分替

一同拾六匁

洪紙八拾枚代、但老枚二付銀式匁かへ

一同六分五厘

紅花拾三匁代、但百目二付銀五匁かへ

一同老奴

山もち五合代、但老升二付銀式匁かへ

一同式分老厘七毛

右之判賃

三拾三匁七分三厘九毛

忠五左衛門

一高式石八斗九升七勺老才

萬御藏品納代

一銀六分六厘八毛

夫銀

一同三拾七匁五厘九毛

三拾七匁七分式厘七毛

(中 略)

右者、当戌諸上納銀并諸割合共先格を以御割賦被成、私組下一籠限為御読聞被下逐一承知仕候、然ル上者組下不残為申聞、疑心無之様可仕候、万々一心得違又者行違等二而不承知之者御座候ハ、無隠早々申達明白ニ御糺明可被下候様可仕候、毛頭御非分成儀無御座候事ニ候得共、大勢愚昧之寄ニ御座候得者、御役人様方江対シ被成御無理候様之風説、又者被成御非分候様申成候ものも御座候ハ、御糺明之上筋ニ寄急度越度ニ可被仰付候、御吟味被仰付候ハ、私共罷出急度申披、非分無御座段申訳可仕候、為後年連印仕差上申候、以上

戊十二月

組頭 梅太郎 印

(以下九人略)

御庄屋兼帯

川内郁太郎殿

御弁指

合沢有七殿

同 田上郡治殿

ここでは、水夫銀や江戸定夫銀・千石夫銀など夫役の代銀納化したものと、村役人(当時五ヶ所村は無庄屋で、隣村河内村庄屋河内都太郎が庄屋を兼帯)たちの代官所勤の路銀が中心となっている。この夫役銀も村入用と同様に役高割されていた。

年貢関係帳面は、一七世紀には本新年貢・木物成銀などが中心であったが、一八世紀になるとA「御勘文帳」をもとに、「諸割合」

Ⅱ村入用の記載が付加されたものと、それとは別系統でB「夫役(銀)」を中心とするものの二系統に大きく分化するようになる。

A・B両者とも、一八世紀中頃には一般化するが、その形式は村や門によって異なる。五ヶ所村のように二冊別立てとなる場合もあれば、七ツ山村飯干門の明和元年「申諸夫銀并萬御蔵諸色村入用銀割方」のように、両者が一冊にまとまって記される場合もあった。いずれにせよ、五ヶ所村の年貢関係帳面の内容は、本新年貢銀と諸割合(村入用)、それに夫役銀に大別されることが確認できた。

むすびにかえて

日向国臼杵郡高千穂郷に残る、一七世紀〜一八世紀初頭の年貢関係帳面を中心に、その内容による分類をおこなうと同時に、一八世紀以降に帳面がどのような変化をみせるのかを検討してきた。いままで明らかにしたこととをまとめ、結びにかえたい。

一七世紀半ばには、洪水で「捨り地」となった荒地や切野の再開発が盛んになり、藩はその成果を把握するために村もしくは門単位でいろいろな帳面の作成を命じた。村・門によって帳面の表題は異なるが、基本的には検地帳の系譜を引く「御勘文下算用田畠改帳」類と、地子銀や万蔵品納銀・買入代銀・役木など年貢全般を記した「銀米并諸代物積帳」類に大別される。これらは「御勘文帳」へと統合されていくが、村・門では一七世紀に作成された年貢関係帳面のほとんどを、重要引継ぎ史料として村では庄屋が、門では弁指が

代々継承していった。

一八世紀以降、村々における諸割合Ⅱ村財政の整備や、諸夫役の銀納化を背景に、年貢関係帳面にも変化がみられるようになる。一つは「小物成」として括られていた諸割合(村入用)と夫役銀が分化することであり、もう一つはそのうちの諸割合が「御勘文帳」に統合され、また一方で夫役銀が独立化していくことである。村・門によっては帳面が分冊されることなく、一冊に同時に記載されることもあったが、内容的には二系統に分化したとみてよいだろう。

こうした諸帳面の統合・分化は、藩の徴租法や藩財政および農政のあり方などに大きく規定されており、また村・門自体の変容にも少なからず影響されている。本稿では、高千穂郷五ヶ所村を例に、年貢関係帳面類の形式とその分類に絞って検討したが、今後は藩権力と村・門を取り巻く諸条件を考慮しつつ、近世山間地域の性格を明らかにしていくことが必要であろう。

註

- (1) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』(御茶の水書房一九五九)
- (2) 田中誠二「近世前期の徴租法をめぐって」『日本史研究』一七六一九七七)、水本邦彦「近世の村社会と国家」(東京大学出版会一九八七)
- (3) 高千穂地方の史料の大半は、現在は高千穂町立歴史民俗資料館に寄贈もしくは寄託されている。

- (4) 高千穂地方の門についての詳細は、拙稿「近世前期南九州地域における門の構造と展開―日向国臼杵郡高千穂郷を対象に―」(『宮崎公立学人文学部紀要』第十巻第一号二〇〇三) 参照。
- (5) (6) 宮崎県西臼杵郡日之影町椎谷公民館所蔵「椎谷区有文書」(『日之影町史』三 史料編1 町内文書(一) 日之影町一九九九) 所収。
- (7) 『宮崎県の地名』(日本歴史地名大系46 平凡社 一九九七) 二二七頁。
- (8) 享保二年酉ノ二月十一日「弁指所御帳面引渡帳 廻洲村」(宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町第四公民館蔵)
- (9) 元禄三年十二月十一日「高千穂川北庄屋中御断申上候口上書扣」(『宮崎県史 史料編近世1』宮崎県一九九一) 所収。
- (10) 岩戸文書(宮崎県西臼杵郡高千穂町立歴史資料館蔵)
- (11) 藤岡義一家文書(宮崎県東臼杵郡諸塚村)
- (12) (13) 矢津田家文書(宮崎県西臼杵郡高千穂町立歴史資料館寄託)

